

下水道 水が笑顔に なれる道

9月10日は下水道の日



平成24年度末現在、市の下水道普及面積は1,691ha、行政人口に対しての下水道普及人口が占める割合は約83%で、そのうち水洗化が済んだ人は約80%となっています。

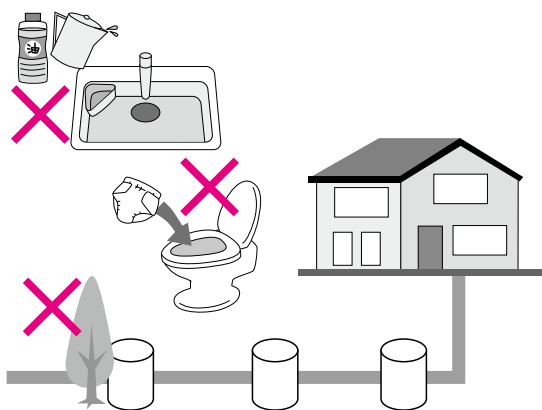
下水道は、私たちが使用した水をきれいに浄化して河川に返すほか、水害からまちを守る役割も担っています。この機能を十分発揮させるため、これからも下水道を正しく使いましょう。

下水道をご利用の方へ

！ 流さないでください。

- ▷水に溶けにくい紙、おむつ、ビニール袋などを水洗トイレに流すと、詰まりの原因になります。
- ▷台所のごみ(野菜くずや残飯)、てんぷら油などは流さずに、適正な廃棄処分を行ってください。
- ▷アルコールやガソリン、石油などの揮発性の高い危険物は、爆発などの重大事故につながります。

！ 宅内排水設備の近くに植樹しないでください。 木の根が詰まりや破損の原因となります。



生活雑排水による河川などの汚濁を減らすために…

河川などの公共用水域が汚れる原因の一つは、私たちの暮らしから出る生活雑排水です。市では、下水道整備のほか、鶴里町柿野地区内に農業集落排水施設を整備し、その他の地域の方へは合併処理浄化槽の設置費用補助を行いながら、生活雑排水による河川などの汚濁を少しでも減らしていきたいと考えています。

いつまでも憩える水辺の環境をつくっていくため、下水道や個別合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設による生活雑排水の浄化処理にご協力をお願いします。

問 下水道課 (内線114・116)

■ 下水道に接続するために

下水道が整備された後、宅内の排水設備の工事が必要です。市では、指定工事店制度を設けています。まずは工事予定業者に指定工事店かどうかお尋ねの上、設計・見積もりを依頼してください。指定工事店は下水道課窓口または、市ホームページでご覧になれます。

■ 補助金制度

市では下水道による水洗化を促すため、次の補助金を交付しています。

※補助金交付には各種要件がありますので、必ず事前に問い合わせください。

▷改造資金融資あっせんおよび利子補給制度

下水道が使えるようになった後、3年以内に住宅などのくみ取り式トイレなどを改造して下水道へ接続し、その改造費用を金融機関から借り入れた場合、返済額のうち利子分を市で補助します(新築は対象外)。

▷宅地内汚水ポンプの補助金制度

宅地が道路より低いなどの理由で自然流下による排水が困難な土地でポンプ設備が必要な方に、その費用の一部を補助します。

■ 下水道の「休止・再開」制度について

長期間下水道を使用しないときは「休止届」を提出すると、水道などの使用量が0 m³の場合に下水道使用料が無料になります。再び下水道を使用するときは「再開届」を提出してください。なお、この制度は届け出制です。届け出がない場合は水道などを使用しなくても、下水道使用料(基本料金)が発生しますのでご注意ください。

